

ケミトックス環境ニュース (Vol. 61)

2021年1月12日
株式会社ケミトックス
河戸淳仁

施行された EU の RoHS 指令のその後

EU の環境規制に適合しない製品の流入実態

本年も皆様にとって有益な情報をお知らせしていきたいと考えております。

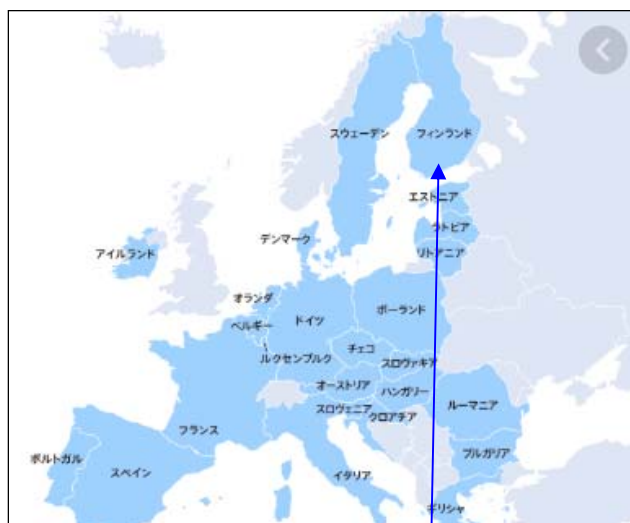
さて、2021 年第 1 回目は、EU の環境規制に適合しない製品の調査結果についてお知らせします。

EU の加盟国は英国の離脱により、現在、27 カ国の加盟国となりました。EU は環境問題に関して早くから対応しており、化学物質の使用を制限する RoHS 指令や管理を強化した REACH 規則などは世界に先駆けて実施したと言ってもよいかと思えます。なお「RoHS 指令」、「REACH 規則」、「CPL 規則」などの環境規制は EU 加盟国に対し適用されるものですが、EU 域内へ輸出する場合には、EU 域外の業者もこれらの環境規制についてよく理解しておく必要があります。

EU に輸入される製品に関する規則、例えば RoHS 指令では、電気電子機器に対して「鉛(Pb)」、「水銀(Hg)」、「カドミウム(Cd)」、「六価クロム(Cr⁶⁺)」など 10 物質の使用が制限されています。それにも拘わらず、これら禁止物質が使用された製品が未だ EU に流入しています。

もちろん RoHS 指令だけでなく、他の環境規制である REACH 規則や CLP 規則なども含め、総合的に規制に適合することが大変重要です。

こうした環境規制の適合状況を検査し、その実態を EU では公表しています。欧州の化学物質を取り扱う機関として、フィンランドのヘルシンキに欧州化学物質庁 (ECHA= European Chemicals Agency) があります。¹⁾



EU 加盟国(■印)



欧州化学物質庁(ECHA)

REACH 規則が導入され、その運営のために欧州化学物質庁(ECHA)が創設され、EU の機関として新たに設置されました。そして ECHA の中に執行に関する情報交換フォーラム (REF=REACH EnForce) があります。

この情報交換フォーラムには様々なプロジェクトがあり、第7次 REACH 規則執行プロジェクト (REF-7) では、輸入者と製造者の物質登録義務の遵守状況についての調査が2019年に実施され、その結果が報告されましたので、その概要について報告します。2)

EU への輸入製品を調査した結果、化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則 REACH 及び化学品の分類・表示・包装に関する CLP 規則に300品目以上が準拠していないことが明らかになりました。

具体的には、16の加盟国の国家執行当局と税関検査官が、EUの空港や港湾等で約1,400品目の製品検査を実施しました。

そして、300品目以上が REACH および CLP 規則の一部に違反していたことが判明したのです。例えば、REACH の制限物質である「鉛(Pb)」、「カドミウム(Cd)」、「ニッケル(Ni)」を含む製品に関する1,225件の検査のうち、17%から違反が見つかりました。

この中で不適合率が最も高かったのは、「宝飾品」から検出された「カドミウム(Cd)」であったということも判明しました。検査された品目で不適合と判定されたのは、そのほとんどが「中国」、「アラブ首長国連邦」、「インド」、「タイ」、「北マケドニア」、「マダガスカル」等からの輸入品であったという結果となっています。

一方、表示に係る CLP 規則については167品目が検査され、64%が不適合でした。不適合の大部分はラベル付けの要件で、最も多かったのは現地語の表記抜けや危険物ラベルの誤つ

た絵文字や注意喚起語の欠如でした。

このように、かなりの数の輸入製品がこうした環境規制に違反しており、その製品がEU市場に参入した場合、製品を購入する人々の健康が危険に晒される可能性があることを示しています。EUに輸出する業者がREACHやCLPに準拠した安全な製品を供給するために、EUの環境規制を再認識して努力を怠らないようにすることが大切です。

このプロジェクトの目的の1つは、REACH / CLP 施行と税関当局との間の協力が実際にどのように機能したかを評価することでした。その結果、参加当局間の協力関係が十分に機能しており、プロジェクト中に最も頻繁に行われた作業方法は、税関とREACH / CLP 検査官の両方によって行われた共同チェックであったことが示されています。

Note:

- REACH=Registration, Evaluation, Authorisation and Restrictions of Chemicals
- CLP=Classification, Labelling and Packaging of Substances and Mixtures

参考資料

1)

<https://www.hel.fi/helsinki/fi/kaupunki-ja-hallinto/tietoa-helsingista/yleistietoa-helsingista/artikkelit/kemikaalivirasto-eng1>

2)

<https://echa.europa.eu/-/upcoming-inspections-to-check-compliance-with-reach-registration-obligations>

3)

<https://echa.europa.eu/-/1-in-4-imported-products-found-to-be-non-compliant-with-reach-and-clp>